



SuMi TRUST年金ニュース

(平成29年12月8日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【退職給付会計】

債券の利回りがマイナスとなる場合における 割引率の取扱いに関する公開草案の公表

平成29年12月7日、企業会計基準委員会（ASBJ）より実務対応報告公開草案第54号「実務対応報告第34号の適用時期に関する当面の取扱い（案）」が公表されました。平成30年2月7日までの間、本公開草案に関するコメントの募集が行われています。

(※) https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2017/2017-1207.html

I. 内容

➤ 現状の取扱い

・会計処理

退職給付債務等の計算において、割引率の基礎とする安全性の高い債券の支払見込期間における利回りが期末においてマイナスとなる場合、『利回りの下限としてゼロを利用する方法』と『マイナスの利回りをそのまま利用する方法』のいずれかの方法による。

・適用時期

平成29年3月31日に終了する事業年度から平成30年3月30日に終了する事業年度まで適用する。

➤ 実務対応報告公開草案第54号

・会計処理

現状の取扱いと同様。

・適用時期

当面の間（注）、適用する。

（注）『利回りの下限としてゼロを利用する方法』と『マイナスの利回りをそのまま利用する方法』のいずれの方法によっても退職給付債務の計算に重要な影響を及ぼさず、当該取扱いを変更する必要がないとASBJが認める当面の間

➤ 実務対応報告公開草案第54号が示す取扱い変更の適用開始時期 公表日以後適用する。

II. 経緯等

A S B J は、国債等の利回りでマイナスが見受けられる状況に関連して、平成28年3月に開催された第331回企業会計基準委員会において、退職給付債務の計算における割引率に関して議論を行い、当該議論の内容を周知するため、同月に議事概要を公表しました。当該議事概要では、「退職給付債務の計算における割引率について、平成28年3月決算においては、『マイナスになっている利回りをそのまま利用する方法』と『ゼロを下限とする方法』のいずれを用いても、現時点では妨げられないものと考えられる。」との考え方が示されました。[\(平成28年3月9日付SuMiTRUST年金ニュースにてご案内\)](#)

また、A S B J は、平成28年7月に開催された第340回企業会計基準委員会において、基準諮問会議より、マイナス金利に係る種々の会計上の論点への対応について、必要に応じて適時に対応を図ることの依頼を受けました。

これらを踏まえ、A S B J は必要と考えられる当面の取扱いを明らかにすることを目的として審議を行い、平成29年3月29日に実務対応報告第34号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」を公表しました。当該実務対応報告では、平成29年3月31日に終了する事業年度から平成30年3月30日に終了する事業年度においては、上述の二つの方法のうちいずれかの方法を用いることとされました。[\(平成29年3月30日付SuMiTRUST年金ニュースにてご案内\)](#)

実務対応報告第34号では、併せて、平成30年3月31日以後に終了する事業年度の取扱いに関して、上述の二つの方法のうちいずれかの方法を用いることを定めたガイドラインの公表に向けて引き続き検討を行うことが示されており、A S B J での検討の結果として、今般、実務対応報告第34号にて示された会計処理を当面の間適用することとした公開草案が公表されたものです。

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいます様お願い申し上げます。 〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 〔電話番号〕03-6256-3595